

# こども基本法について

## 目的(第1条)

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

## 定義(第2条)

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

## こども大綱(第9条)

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(こども大綱)を定めなければならない。これまで別々に作られてきた以下の3つの大綱を一元化

- ・少子化社会対策大綱
- ・子供・若者育成支援推進大綱
- ・子供の貧困対策に関する大綱

## こども計画(第10条)

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(こども計画)を定めるよう努めるものとする。こども計画は既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することが可能。

例)次世代育成支援対策法に基づく市町村行動計画、  
子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画など

## こども等の意見の反映(第11条)

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 附則

施行期日:令和5年4月1日